

各県交通担当者 殿

東北運輸局交通政策部交通企画課
東北運輸局自動車交通部旅客第一課

平成31年度事業に係る生産性向上の取組の検討に関する留意点について

標記については、平成29年5月16日付通達「地域間幹線系統等における生産性向上について」に基づき、都道府県協議会等において検討を行い、生活交通確保維持改善計画に盛り込むこととしていますが、平成31年度計画の策定にあたっての留意点を以下のとおり整理しましたので、了知願います。

○平成31年度事業に係る生産性向上の取組の検討について

- (1) 生産性向上の取組は不断の検討・実施が重要であり、平成31年度についても平成30年度の取組実績（見込み）を踏まえた上で、更なる取組（新たな取組の検討を含む）の効果目標※を設定すること。（年1%以上の収支改善効果が見込まれる取組を想定。）

特に、平成30年度に取り組んだ結果、十分な効果が無かった若しくは逆効果となった取組については、当該取組の見直しを検討すること。

- (2) 生産性向上の取組の中には、当該取組に伴い生じる費用増や収入減が見込まれていない等、計画上においても効果が確認出来ない事例が全国的に散見されることから、そのような取組については再度検討をすること。

① 収入増のみを見込み、費用増の見込みが十分でない事例

○○ショッピングモールを経由する路線に見直し（距離延伸）、ショッピングモールの利用者により、約10万円/年の増収を図り、収支を1%改善する。

→ 延伸による費用増を踏まえると10万円の増収では効果がマイナスとなる。
（対応）費用を踏まえた収支改善目標となるよう再検討をする。

② 収入減の分析が十分ではない事例

路線見直し（路線の短縮）により、運行費用について約20万円/年の縮減することにより、収支を1%改善する。

→ 路線見直しが先行し、運送収入減収が十分に検討されておらず、結果的に効果がマイナスとなる場合がある。

（対応）当該見直しによる収入減について、OD調査等を根拠とした十分な検討がなされたか確認し、不十分であれば再検討をする。

③ 従来から行っている取組で定性的な効果目標を設定している例

乗り方教室を開催（沿線地域へ時刻表を配布、通学定期の説明会を開催）することにより利用促進を図り、収支を1%改善する。

→ 取組自体を否定するものでないが、収支1%改善する根拠がない。

（対応）モビリティマネジメント等の取組については、他の生産性向上の取組と合わせて実施することが効果的であるため、他の地区の好事例等を参考にして、取組の再検討をする。